



石川県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人 石川被害者 サポートセンターだより

Vol. **34**
2013.3.1

Ishikawa Victim Support Center

事務局 〒921-8105 金沢市平和町1丁目3番1号 石川県平和町庁舎2階 TEL 076-226-7831 FAX 076-226-7832

「被害者支援フォーラム2012」 ～傷ついた子どもの心をサポートするために～を開催

平成24年11月25(日)石川県地場産業振興センターにおいて、「被害者支援フォーラム2012～傷ついた子どもの心をサポートするために～」を開催しました。

第1部「講演～苦難の受け止め方を考える」では、平成13年6月に、大阪教育大学附属池田小学校で発生した児童殺傷事件(凶器を持った男が池田小学校に侵入して、同校の児童8名を殺害、児童・教諭15名が負傷した事件)で、後任教諭として、子ども達の立ち直りを支えた菅井啓之教授(現:京都ノートルダム女子大学心理学部心理学科教授)に、講演をしていただきました。



菅井教授は、傷ついた子ども達と向き合い、明るい方向に目を向けさせるための取り組みの一つとして、野外に出て自然に触れさせることが、子ども達の新たな一歩を踏み出すきっかけになったことを紹介されました。



野外授業に対して、最初は、学校関係者からは「危険なのでは」との意見があり、また子ども達も「怖い!」という恐怖心があり、実行に移すまでには苦労があったが、続けるうちに、子ども達の方から「野外で授業をしたい!」、「給食も食べたい!」と進んで野外に出たがる様になった等の事例を通して、①子どもは、自然に触れる中で自身が持っている治癒力を活かして、少しずつ立ち直っていくこと。②大人は、子どもが本来持っている力を最大限に引き出してあげること。③周りのサポートが大切であること。④大人は、深いまなざしをしっかりと磨いて、子どもからのメッセージを受け止めることが大切であること、等について話されました。

第2部「トーク&トーク～傷ついた子どもの心をサポートするために」では、菅井教授、石川県PTA連合会副会長澤間幸世氏、公立能登総合病院精神センター臨床心理士樫村美智子氏がパネリストとして、当センター副理事長(石川県臨床心理士会会長)武山雅志がコーディネーターを務めて、「子ども達が心の傷を負った際に、どのような役割が果たせるか」等について、話し合われました。当日の参加者は約200名でした。



(フォーラム委員会 T.N)

大学生等を対象とした 「犯罪被害者等支援フォーラム」への参加

内閣府と石川県は、大学生等を対象とした「犯罪被害等支援フォーラム」を県内2カ所で開催しました。これは、大学生一人ひとりに、犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めてもらうことを目的に、企画段階から大学生が参画し、開催したもので、当センターも協力機関として参加しました。

開催状況は次のとおりです。

- ① 10月27日（土）13:00～15:00、金城大学（白山市）において、平成7年8月に少年4人による集団暴力事件で、当時中学3年生の長男を殺害された一井彩子氏を講師に招いて、「命の大切さを考える～加害者にも被害者にもならないために～」と題した講演をしていただきました。

その後、一井彩子氏、金城大学短期大学部1年生3名、石川県警察本部少年課少年警察補導員がパネラーとなり、当センター五十嵐峰子相談理事（金城大学短期大学部准教授）がコーディネーターとなって、「一人ひとりにできること」をテーマに討論が行われました。



- ② 11月17日（土）13:00～15:00、石川県政記念のき迎賓館（金沢市）において、平成6年2月に何の関係もない男から訳もなくガンソリンをかけられた上に火を付けられ、殺害されそうになった岡本真寿美氏を講師に招いて、「犯罪被害者の生の声～行政機関に求めること～」と題した講演をしていただきました。

その後、岡本真寿美氏、石川県警察本部捜査第一課警察官、金沢星稜大学1年生、中京大学法学部3年生がパネラーとなり、当センター中濱恵子相談理事（金沢東警察署生活安全課少年警察補導員）がコーディネーターとなって、「犯罪被害者に必要な支援とは」をテーマに討論が行われました。

本フォーラムによって、今まで、犯罪被害者支援に関心が薄かった学生も、犯罪被害者支援の必要性を痛感したとのことであり、また、参加型として企画段階から参画したことで、学生の生の声を聴くことができ、今後の支援活動上おおいに参考となりました。
(フォーラム委員会 M.I)



「命の大切さを学ぶ教室」の開催

当センターは、平成19年度から、石川県警察本部、石川県教育委員会と連携して、中学校、高校等における、「命の大切さを学ぶ教室」を開催しています。この教室は、子ども達に犯罪や交通事故で、かけがえのない子どもを奪われたご遺族のお話を直接聴いてもらうことで、「犯罪被害者等が受けた様々な痛み」、「突然かけがえのない子どもを亡くされた親の思い」、「命の大切さ」等について学んでいただくとともに、被害者に対する理解と共感を育み、同時に、自分や他人の命の大切さ、加害者になってはいけないとの規範意識の向上を図ることを目的として行われています。



24年度の「命の大切さを学ぶ教室」開催状況は、高校3校・中学校3校でした。

開催日	開催学校	講師
平成24. 5.15 (火)	野々市市立布水中学校	少年事件被害者遺族
平成24. 5.23 (水)	石川県立松任高校	同上
平成24. 5.31 (木)	石川県立大聖寺高校	交通事故被害者遺族
平成24. 6. 5 (火)	野々市市立野々市中学校	同上
平成24. 7. 6 (金)	石川県立羽咋工業高校	同上
平成24.11. 9 (金)	津幡町立津幡中学校	同上

聴講した生徒の感想文の紹介(抜粋)

- 私は以前、「死にたい。」と思ったことがあります。この講演をきいて「生きること」は大変大切なことだと分かりました。
息子さんを亡くされた母親の気持ちはよく分かりませんが、「自分が死にたい。」と思ったことが、「母を悲しい気持ちにさせようとしていたこと」に気づきびっくりしました。自殺はダメなのだ分かりました。これからは、辛い時・悲しい時は一人で悩まずに、人に相談して解決していこうと思っています。
(中学生)
- 大事な人を亡くしてしまうことほど悲しいことはありません。命の教室の講演をきいて、今までに亡くなってしまった子供達や生きてくても生きられなかった人達の間も含め、精一杯生きようと思いました。
この講演を聞いていない人はたくさんいるし、「命の大切さ」をまだ分かっていない人がいるかもしれません。そんな人達のためにも、もっと講演をして欲しいと思いました。「命の教室」がきっかけとなって、自殺する人やいじめをする人が減ってくれるのではないかと思います。
(中学生)

刑事裁判手続における犯罪被害者のための制度

刑事裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等に配慮するため、次のような制度が設けられています。

○ 裁判の優先的傍聴の配慮

刑事裁判は、原則として、誰でも傍聴することができます。刑事裁判の傍聴を希望する場合に、事前の申込みなどの手続は必要ありません。

傍聴希望者が多いことが予想される事件では、傍聴券が必要となる場合もありますが、被害者の方等から事前に傍聴を希望する旨の申出があったときは、優先的に傍聴席が確保されるよう、できる限りの配慮をしています。

○ 刑事事件の記録の閲覧・コピー

刑事事件の被害者の方は、原則として、事件記録の閲覧、コピーができます。

事件記録の閲覧・コピーを希望する場合には、事件を審理している裁判所に申し出てください。

○ 刑事裁判への参加

殺人、傷害、自動車運転過失致死傷等の一定の刑事事件の被害者の方等は、裁判所の許可を得て、被害者参加人として刑事裁判に参加することができます。参加を希望する場合には、あらかじめ検察官に申し出ていただく必要があります。

被害者参加人は、

- ・原則として公判期日に出席することができます。
- ・検察官の権限行使に関し、意見を述べ、説明を受けることができます。
- ・一定の要件を満たした場合に、情状証人や被告人に直接質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べるすることができます。

また、資力の乏しい被害者参加人も弁護士の援助を受けることができるよう、国が弁護士の報酬及び費用を負担するという制度が設けられています。この制度の利用を希望する場合には、日本司法支援センター（法テラス）に申し出てください。

○ 公開の法廷で氏名等を明らかにしない措置

事件によっては、公開の法廷で自分の氏名や住所等を明らかにしないように求めることができます。希望する場合には、あらかじめ検察官に申し出てください。

○ 法廷での心情や意見の陳述

犯罪によって被害を受けた方等は、法廷で自分の意見を述べたり、意見を記載した書面を裁判所に提出することができます。希望する場合には、あらかじめ検察官に申し出てください。

○ 民事上の争いについて示談ができた場合の公判調書への記載

被告人との間で、事件に関する損害賠償の支払いについて示談ができた場合、被告人と共同して申立てをすることにより、その示談の内容を公判調書に記載することを求めることができます。

公判調書に記載された示談の内容は、民事裁判での和解と同じ効力を持つので、約束どおり賠償金が支払われない場合、民事裁判を起こすことなく、強制執行の手続をとることもできます。

○ 損害賠償命令の申立て

殺人、傷害等の一定の刑事事件が地方裁判所に係属している場合には、被害者の方等は、その刑事事件を担当している裁判所に対し被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

被告人に対して有罪判決があった場合、直ちに損害賠償命令の審理が始まり、審理に必要な範囲で、刑事事件記録を取り調べることとなります。また、審理は4回以内の期日で終了することになっています。

争いの内容によっては、民事訴訟手続に移行する場合があります。

○ 証人の不安や緊張等を緩和するための措置

犯罪によって被害を受けた方等が証人として証言する場合、不安や緊張を緩和するため、次のような措置をとることが認められています。

- ・ 証言をする際、家族等に付き添ってもらうことができます。
- ・ 証人と被告人や傍聴席との間についでなどを置くことができます。
- ・ 事件によっては、法廷とテレビ回線で結ばれた別室で証言することもできます。

犯罪被害者のための制度の利用を希望する方や、もっと詳しい内容をお知りになりたい方は、事件を担当する裁判所にお問い合わせください。

(金沢地方裁判所総務課)

東海北陸ブロック研修会に参加して

平成24年度第1回東海北陸ブロック研修会は、平成24年6月30日・7月1日の2日間にわたり、名古屋・ウインクあいちで、東海北陸7県の方々に参加して開催されました。

1日目「最新の法制度」では、「損害賠償命令とは」、「少年法改正・その後の見直し」、「第2次基本計画での議論」等についての講義でした。今後の支援については、法廷付添支援がメイン事業になるのではないが、そのためには何をすべきか等について講義されました。次いで、「電話相談・ロールプレイ」では、カウンセリングの基礎、電話相談の難しさや注意点等について研修を受けました。また、「支援者としての自己理解」では、自分の癖を知ること、気づいて修正しながら被害者に関わること、自分を活かせる分野での役割を担うこと等について、講義を受けました。

2日目「直接支援の展開」では、「付添支援」のロールプレイを行いました。参加者が6グループに分かれて、付添支援の段階を追った場面設定がなされ、グループで考え、演じ、皆で検討するものでした。このようなロールプレイの形態は、私にとって初めてのものでした。また、愛知県担当者から他県にまたがる支援についてお話しがありました。この2日間の研修で、自己を知り、他センターとの連携を密にすることで、よりよい被害者支援に結びつけることの重要性を学びました。また、今年度より、全国のブロック研修内容が統一化されたとのことであり、全国の支援員のレベルアップを図ろうとの全国ネットワークの熱い思いがひしひしと伝わる研修であり、身の引き締まる思いをしました。今後の支援活動に活かしていきたいと思えます。

(支援活動員 K. H)

秋期全国研修会に参加して

平成24年9月29・30日の両日、東京・機械振興会館において開催された「平成24年度秋期全国研修会」に出席しました。

1日目は、「Ⅰ-6分科会：ロールプレイ」に参加し、事例に基づき、被害者役や支援員役を交互に演じて検討を行いました。被害者役を演じることで、被害者の心情を理解することができる等、新たな気づきがありました。また、様々な相談事例を前提とした支援員の役割を演じ、検討を重ねたことで、実際の相談対応の際の「冷静な対応力・判断力」等を身につけることができました。

2日目は、「Ⅱ-5分科会：事例検討（直接支援）」に参加しました。直接支援がどのような流れで行われ、どのような連携が必要なのか、更に、どのような点に留意すべきなのかという事について、事例を通じて行われたので、非常に役に立ちました。今後の支援活動に活かしていきたいです。なお最終日は、台風が接近したため飛行機が欠航となるハプニングがあり、電車での帰県となりました。

(支援活動員 K. K)

「被害者支援自動販売機・募金箱」設置のお願い

当センターでは、犯罪の被害に遭われた方々に対して、ボランティアで、各種相談活動や付き添い支援等の活動を行っていますが、活動を続けるためには資金が必要です。

このため、「被害者支援自動販売機」を設置して、売上金の一部を犯罪被害者支援活動のためにご寄附いただける協力企業・団体の方や、店舗等に当センターの「募金箱」を設置していただける方を求めています。皆さまのご協力をお願いいたします。

被害者支援自動販売機設置契約の自動販売機企業（敬称を省略）

北陸コカ・コーラボトリング(株) (株)伊藤園 中部ペプシコーラ販売(株)

ご協力に感謝いたします。

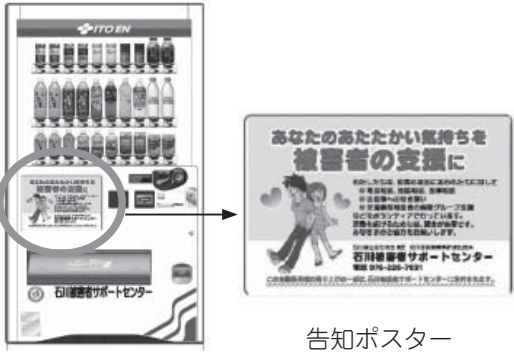
（株）伊藤園の被害者支援自動販売機活動の紹介

石川被害者サポートセンターへの協力

公益社団法人石川被害者サポートセンターとは、犯罪や事故の被害者の方やその家族に対して、電話相談や法律相談、警察や裁判所への付き添いなどの支援活動を行っている団体です。

同様な活動をしている団体は、全国47都道府県にあります。

当社は、被害者支援の取り組みとして2012年4月より石川県内に設置している自動販売機の売上の一部を石川被害者サポートセンターに寄付させていただいております。



告知ポスター

「石川被害者サポートセンター」の取り組みについて

石川被害者サポートセンター副理事長 武山雅志氏

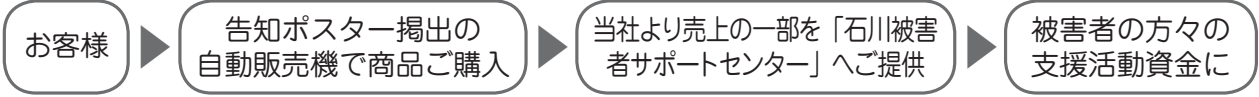
この度、当センターの活動の趣旨に賛同していただき、伊藤園さんにご支援をいただくことになりました。身近なところにある自動販売機を通じて、一人でも多くの方に犯罪被害者支援という活動に関心を持っていただき、さらに応援していただける良い機会だと思えます。

社会の方々が毎日のように利用する身近な飲料や食品を製造・販売する企業様と連携して取り組めることは、支援の輪を広げるためにも大変有意義なことだと考えます。



当社と石川被害者サポートセンターの覚書調印式の様子
(右から2人目が武山副理事長)

石川被害者サポートセンター支援自動販売機の仕組み



日本財団の「まごころ奨学金」のお知らせ

日本財団は、振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金を活用し、犯罪被害者の子弟の方を対象に、「まごころ奨学金」の貸与を平成 25 年度から開始します。

この「まごころ奨学金」は、振り込め詐欺の被害者に返すことができずに、預保納付金として管理されていた資金の一部を、犯罪被害者等支援のために活用できるようになり、その担い手として日本財団が選定されたことによるものです。

【奨学金の対象】

保護者（父または母など）が理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の貸与を必要とする家庭の子どもで、高校、大学、大学院、短大、専修学校（専門課程）に在学しているか進学を予定している方が対象となります。

【申請期間】

平成 25 年度の申請につきましては、25 年 1 月 31 日で締め切りとなっていますが、次年度以降も「まごころ奨学金」制度は継続されますので、ご利用を希望される方は、日本財団にお問い合わせ下さい。

【日本財団のお問い合わせ先】

〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団 まごころ奨学金 係
Tel : 03-6229-5111 Fax : 03-6229-5160
E-mail : magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp

賛助会員募集

石川被害者サポートセンターの活動は、正会員費、賛助会費、寄付金等によって成り立っています。支援活動員はボランティアですが、支援活動員の養成・研修、直接的支援活動、広報啓発活動、事務局運営等に経費を必要としています。当センターの趣旨に賛同いただける新規賛助会員の入会、またはご寄附をお待ちしています。

お問い合わせ・お申し込みは事務局までご連絡下さい。

■ 賛助会費（年額） 【個人】 1 口 / 3,000 円 【団体】 1 口 / 30,000 円

■ 振込口座 ○ゆうちょ銀行（記号）13130（番号）17807221
○北國銀行香林坊支店（普通口座）470482

■ 口座名義人 ゆうちょ銀行・北國銀行共 公益社団法人 石川被害者サポートセンター

■ 事務局 〒921-8105 金沢市平和町 1 丁目 3 番 1 号 石川県平和町庁舎 2 階
石川県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人石川被害者サポートセンター 事務局
TEL 076-226-7831 FAX 076-226-7832